



とよしん

海外貿易投資ニュース



第25号

発行日: 2013.5.31

6 信用金庫連携アジア会後援「ベトナムセミナー」(名古屋)

6 信用金庫連携アジア会(豊橋信用金庫・豊川信用金庫・西尾信用金庫・桑名信用金庫・東濃信用金庫・豊田信用金庫)は、去る5月23日、名古屋で開催された中小企業を対象とした海外展開セミナーを後援させていただきました。このセミナーの主催は、日本ベトナム友好法律家協会が行い、ベトナムから司法省次官や現地で活躍している日本人国際弁護士、政府系ベトナム海外研修生派遣会社および、日系企業専用工業団地開発会社を招き、講演いただきました。今回は、当日行われたセミナーについてご紹介いたします。

1. セミナーの内容

セミナー名: 中小企業のためのベトナムセミナー (会場: ウィンクあいち)

主催: 日本ベトナム友好法律家協会

後援: 愛知県、名古屋商工会議所、公益財団法人あいち産業振興機構、中日新聞社、6信用金庫連携アジア会

演題1「ベトナムにおける外国投資の促進のためのベトナム法の整備」講師: ベトナム司法省次官HOANG THE LIEN氏

演題2「海外進出企業に多い法的問題」講師: 西村あさひ法律事務所所属弁護士(ハノイ支店勤務)武藤司郎氏

演題3「ベトナム実習生及び技術者の受け入れについて」講師: SULECO(ホーチミン市海外研修生派遣所)社長TRAN QUOC NINH氏

演題4「日系企業専用工業団地(PHU MY 3工業団地)の紹介」講師: THANH BINH PHU MY株式会社 NGUYEN THI THAO NHI氏



(当日会場の様子)

2. 講演の概要

セミナーの募集定員は150名でしたが、実際のところは170名を越える参加者となり、当日のセミナー会議室は超満員の大盛況でした。開演にさきだち、主催の日本ベトナム友好法律家協会会長であり、アイ・パートナーズ法律事務所所長弁護士の青山學氏は、「日本とベトナム両国の法律家の交流を通じて、法制度の研究、ベトナム展開日系企業や各団体の文化的・経済的の事業についての法的調整、支援に努めて20年経った。昨今では、経済のグローバル化に伴い、ベトナムへの投資活動が再び活発化している。インフラ整備、法整備が急速に進められ日本からも大企業だけでなく中小企業もベトナム進出を検討している。当協会は、日本企業、経済界の海外展開支援需要に応じるためにも、具体的な取引交渉や実務をサポートしていくよう、「中小企業支援ネットワーク」を立ち上げ、当協会内に「ベトナム進出相談センター」を開設すると挨拶されました。当協会が中小企業向けに行う支援事業は具体的には、ベトナムにおけるパートナー企業の調査、会社設立支援、現地での事業展開に伴うトラブル予防と紛争処理アドバイス、両国の中小企業の交流事業、現地展開している日本企業の事例紹介、などを行うと述べられました。



(開会の挨拶をする青山弁護士)

ベトナム司法省のナンバーツーである次官LIEN氏は、外国投資促進のためのベトナム法の整備と題して、1986年から社会主義体制下での市場経済を目指すドイモイ(刷新)政策によって、外国との協力関係拡大と合弁企業による外国資本投資を積極的にすすめ、90年代には世界的なベトナムブームになったこと、2007年1月のWTO加盟にいたる間に国内企業と外国企業との格差を是正し、外資進出を促進するために法を整備、規制緩和を実施してきたことを述べられました。また、投資優遇制度についても一つ一つ条件を紹介するなど、ベトナムの魅力的な投資環境を会場の参加者に説明されていました。



(ベトナム司法省LIEN次官)

武藤氏は、ベトナムがWTO加盟を目指すうえで問題となっていた外国投資家に対する不利益な投資条件による内外格差を早急に是正し、国内投資家と外国投資家が同じ土俵の下で競争させなければならないと制定された、「共通投資法」と「統一企業法」の概要を説明されました。以前は少額投資でも審査と許可が必要でしたが、共通投資法では、投資額を三段階に分け、投資許可手続きが簡素化されたこと、統一企業法では、外資には会社形態として有限会社しか認められなかったものを、株式会社で設立できるようにし、地場企業買収も可能になったこと、決議方法について重要事項は全会一致が強制されていたが、資本多数原理による決議が可能となったこと、役員選任にベトナム人を選任することが義務付けていたがこれを撤廃したこと、などを解説されました。また、実際の日系企業からヒアリングしたベトナム法上の問題点となった事例についても紹介されました。

NINH氏は、ベトナム実習生・技術者を育成し海外に派遣を行う、海外労働・技術者派遣会社(SULECO)について紹介されました。SULECOは、ホーチミン市人民委員会に設立された国営会社で、日本専用部署を設置しており実習生の初期募集、選択の段階から、教育(事前研修教育)及び、研修・実習生の日本滞在中の管理まで、すべての責任を担い、スタッフは全員大卒、日本語が堪能であり、日本へは現在までに延べ6,000人の実習生を派遣、日本で研修過程を終了した実習生は4,800人にのぼり、帰国してベトナムの発展に貢献しています。NINH氏はまた、企業は、実習生の受け入れにより、安定した人材の確保、人件費の低減、優秀な人材を採用することでベトナム進出においての大きな戦力となる等、メリットについて述べられました。

NHI氏は、フーミー3工業団地を紹介しました。同団地は、ホーチミン市から60KM東にあるバリアンタウ省に位置しており、高速道路、国道、国際空港、カメップチーヴァイ港など交通アクセスが良く、国際レベルのインフラが整備され、将来の国際貿易の拠点となると期待されています。また、2014年第2四半期末に日系中小企業向けレンタル工場の提供を開始、250㎡からの少ないコストでレンタル可能、会社設立から操業までサポートを行うと説明されました。

TPP参加による日本経済への影響

2013年3月15日、安倍晋三首相がTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)への交渉参加を正式表明しました。交渉参加国は、2013年度中の妥結を目指していますが、日本も7月から交渉に参加できる見通しで、日本とその他参加国の今後の動向が益々注目されています。今回は、TPPのこれまでの歩みから、TPP参加による日本経済への影響、またTPPを取り巻く中国経済との関係について触れていきます。

TPPの歩み

開国と銘打たれた今回の日本のTPPへの参加ですが、元々TPPとは、2006年5月28日にシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4カ国で発効した経済連携協定を前身としています(原協定)。この原協定では、2015年までにすべての貿易関税を撤廃することが約束されていることに加え、原産地規則や貿易救済措置、衛生植物検疫措置、サービス財産、知的財産といった自由貿易協定の主要な項目についても規定した包括的な協定となっています。この原協定から参加国・協定内容を拡大した交渉は2010年3月から始まり、これまでアメリカ、オーストラリア、ベトナム、ペルー、マレーシアが加盟交渉国として参加し、太平洋を囲む多国間で域内経済を活性化することを目的に協議が進められています。

日本は2010年10月1日に、当時の菅首相が所信表明演説において、TPP交渉への参加検討を表明して以来、今回の交渉参加の正式表明に至るまで、TPPが日本経済にもたらす影響について多くの議論がなされてきました。

想定される日本経済への影響

TPP参加による日本経済への影響については様々な議論がなされていますが、「関税を全て撤廃した場合」のマクロ経済全体への効果および農林水産業への影響について、政府は以下の統一試算結果を発表しています。

関税撤廃に伴い、輸入が2.9兆円増加する一方、輸出も2.6兆円増加し、輸入品の価格低下や輸出増加による実質所得の増加を通じて消費が3.0兆円拡大する。その結果、日本経済全体では、実質GDPが0.66%、3.2兆円底上げされる。

農林水産業については、3.0兆円生産額が減少すると試算。ただし、今回の試算は、関税を即時撤廃し、追加的な国内対策は何ら講じないなどの極めて単純化された仮定で計算されたもの。実際の交渉においては、コメ・砂糖・麦・乳製品・牛肉(豚肉)の5品目を「聖域」と定め、関税維持を目指していく方針であり、試算結果からさらに小さな影響額となる見込である。

上記の試算は、「関税撤廃の効果のみを対象としており、関税措置の削減やサービス・投資の自由は含まない」「関税は全て撤廃する」「追加的な国内対策を計算にいれない」との仮定にもとづいたものです。実際の交渉では、幅広い分野でのルール整備を目指しており、現実の経済効果はより大きくなると期待されます。

また、モノの貿易に関する関税撤廃だけではなく、サービス・投資の自由化や、知的財産、基準認証、関税手続きの円滑化など幅広い分野でのルール整備を目指しており、高度な技術を持った国内の中堅・中小企業等は、新市場の開拓が容易になり、また、海外との交流が活発化することで、新たなイノベーションが生み出されるなど、数値では計ることのできない様々な効果も期待されます。

TPPをめぐる中国の動向

TPP成立に向けた動きは、交渉参加国のみならず、周辺諸国からも注目を集めています。中国では国有企業の優遇政策を採っているため、「国有企業の優遇を制限する」自由貿易を目指すTPPには不参加の見込です。一方、日米との貿易額が大きいことから、TPP締結が中国経済へ及ぼす影響を注視しています。日本はTPPへの参加交渉と並行し、日中韓FTAの締結に向けた交渉にも乗り出しており、2013年3月26日に、韓国の首都ソウルで初会合が行われています。アメリカ主導のTPPと日中韓FTA双方において、日本がどのような交渉を行うか、中国メディアからも注目が高まっており、慎重な対応が求められます。

日本経済の発展には、TPP参加国との経済関係のみならず、最大の貿易相手国である中国や周辺諸国に対しても間口を閉ざすことなく、広くバランスの取れた経済協力関係を築くことが重要です。今回のTPP交渉参加が、多地域・多分野で日本経済が発展するきっかけとなることを期待します。

(出所:三井住友海上「MSI Marine News トピックス 2013年4月24日」)

！！外貨両替は弊庫へ 米ドルは全店で、17通貨は本店で取扱中！！

5月は次のセミナー等をご案内させていただきました。

セミナー等名称	開催地	主催者
海外進出における知財戦略セミナー	名古屋	あいち産業振興機構
中国における自動車部品販路開拓セミナー	名古屋	愛知県
日本産農水産物・食品輸出商談会inタイ 参加者募集	バンコク	ジェトロ
METALEX2013 ジェトロ・パビリオン 参加者募集	バンコク	ジェトロ
貿易投資相談会(個別相談)	名古屋	信金中央金庫
オートメカニカ上海2013 参加者募集	上海	愛知県
中国・ASEANビジネスにおける与信管理と債権回収	名古屋	あいち産業振興機構



国際業務部

〒471-8601
愛知県豊田市元城町1-48

電話 0565-36-1381

FAX 0565-36-1213

URL <http://www.toyoshin.co.jp>